

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【公開番号】特開2016-4112(P2016-4112A)

【公開日】平成28年1月12日(2016.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2016-002

【出願番号】特願2014-123284(P2014-123284)

【国際特許分類】

G 0 9 F	9/00	(2006.01)
H 0 5 B	33/10	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/04	(2006.01)
H 0 5 B	33/02	(2006.01)

【F I】

G 0 9 F	9/00	3 3 8
H 0 5 B	33/10	
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/04	
H 0 5 B	33/02	

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示素子を用いて画像を表示する表示装置を製造する方法であって、

ガラス基板の第1面を、弗化水素を含む水溶液に曝し、

前記ガラス基板の前記第1面上に、前記第1面に直に接して、極性基を有する有機樹脂膜を形成し、

前記有機樹脂膜上に前記表示素子を含む層を形成する

ことを特徴とする表示装置の製造方法。

【請求項2】

前記表示素子を含む前記層を形成した後に、前記ガラス基板側から前記有機樹脂膜に対して光を照射し、

前記光を照射した後に、前記ガラス基板を前記有機樹脂膜から剥離することを特徴とする請求項1に記載の表示装置の製造方法。

【請求項3】

前記表示素子を含む層を形成するときには、熱処理が施され、

前記熱処理の後に、前記ガラス基板側から前記有機樹脂膜に対して光を照射し、

前記ガラス基板を前記有機樹脂膜から剥離することを特徴とする請求項1に記載の表示装置の製造方法。

【請求項4】

前記有機樹脂膜はポリイミドを含むことを特徴とする請求項1乃至請求項3のいずれかに記載の表示装置の製造方法。

【請求項5】

前記表示素子を形成するときに、少なくとも 300 以上の熱処理が施されることを特徴とする請求項 4 に記載の表示装置の製造方法。

【請求項 6】

前記表示素子を含む前記層を形成した後に、前記表示素子を覆うように対向基板を貼り合わせることを特徴とする請求項 1 乃至請求項 5 のいずれかに記載の表示装置の製造方法。

【請求項 7】

前記表示素子を含む前記層を形成した後に、前記表示素子を覆うように対向基板を貼り合わせ、

前記対向基板を貼り合せた後に、前記ガラス基板側から前記有機樹脂膜に対して光を照射することを特徴とする請求項 2 に記載の表示装置の製造方法。

【請求項 8】

前記光を照射した後に、前記表示素子を覆うように対向基板を貼り合わせ、

前記対向基板を貼り合せた後に、前記ガラス基板を前記有機樹脂膜から剥離することを特徴とする請求項 3 に記載の表示装置の製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の一態様は、表示素子を用いて画像を表示する表示装置を製造する方法であって、ガラス基板の第 1 面を、弗化水素を含む水溶液に曝し、前記ガラス基板の前記第 1 面上に、前記第 1 面に直に接して、極性基を有する有機樹脂膜を形成し、前記有機樹脂膜上に前記表示素子を含む層を形成することを特徴とする。